

○田川地区清掃施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(分限の手続)

第 2 条 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 休職者が復職後 1 年以内に更に同一疾病による休職の事由が生じた場合には、前後の休職期間は通算する。

4 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が終了するまでの期間とする。

第 4 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、別に条例で定めるところにより給与を支給することができる。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。